

中島村コミュニティセンター条例（平成10年3月24日条例第9号）

最終改正:

改正内容:平成10年3月24日条例第9号〔平成21年12月22日〕

○中島村コミュニティセンター条例

平成10年3月24日条例第9号

中島村コミュニティセンター条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき地域防災の推進と地域農業の振興を図るため、中島村コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中島村コミュニティセンター

位置 中島村大字滑津字大池向17番1

（業務）

第3条 コミュニティセンターは、次の業務を行う施設とする。

- （1）地域防災に関すること。
- （2）地域住民の交流に関すること。
- （3）都市と農村の交流に関すること。
- （4）集落農園の利用促進に関すること。
- （5）地域農業の推進に関すること。
- （6）その他、村長が必要であると認めた事業

（専用使用の許可）

第4条 コミュニティセンターの研修室を専用使用する者は、村長の許可を得なければならない。許可の事項を変更する場合も同様とする。

2 村長が前項の許可の申請に係るコミュニティセンターの使用が次の各号の一に該当すると認めたときは、同項の許可をしない。

- （1）コミュニティセンターにおける秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2）コミュニティセンター施設及びその附帯施設、設備、備品（以下「施設等」という。）を滅失、毀損するおそれがあるとき。
- （3）その他管理上支障があるとき。

（使用料）

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。

（使用許可の取消等）

第6条 村長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- （1）第4条第2項各号の一に該当したとき。
- （2）この条例若しくはこれに基づく規則その他の規程又はこれらに基づく村の処分に違反したとき。
- （3）災害の発生又はそのおそれがあるとき。
- （4）公益上、その他特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、村はその責を負わない。

（現状回復）

第7条 使用者は、コミュニティセンターの使用を終了したとき又は使用の途中で許可を取り消されたときは、速やかに施設等を整備し原状に回復しなければならない。

（使用料納入の方法）

第8条 使用料は納入通知書により納めなければならない。

（使用料の免除）

第9条 村長は、使用者が公用、公共用又は公益事業の用に供する場合において使用料を納めさせることが適当でないと認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の返還）

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、災害その他特別の事情により使用不能となった場合においては、この限りでない。

（損害賠償義務等）

第11条 故意又は過失によりコミュニティセンターの施設等を滅失し、又は毀損した者は、村長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

（管理運営の委託）

第12条 村長が必要と認めたときは、管理運営の一部又はその全部を第三者に委託することができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるものを除くほか、コミュニティセンター管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

使用時間区分 使用者区分	使用料	備考
	9時～18時	
研修室 (実習室含む)	1時間あたり 315円	調理台を使用した場合 1台につき 1時間あたり 105円

その他の時間については、5割増とする。
